



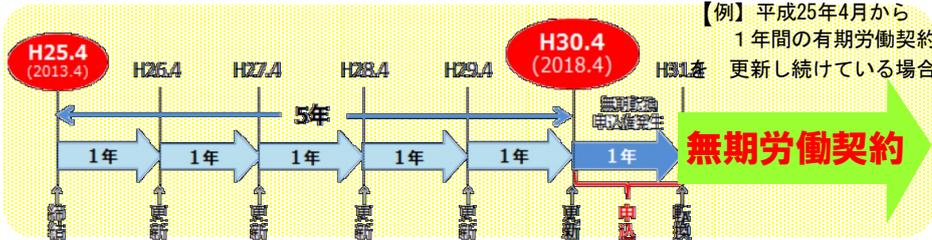
# GOGO! 宮崎労働局

発行：宮崎労働局  
宮崎市橋通東3-1-22  
宮崎合同庁舎  
TEL0985(38)8821  
FAX0985(38)5028

## 無期転換ルール

# 準備はお済みですか？

～平成30年4月から無期転換申込権が発生～



無期転換ルールとは、平成24年の労働契約法の改正により、有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されるルールのことです。

平成25年4月1日からの契約が対象となりますので、例えば契約期間が1年の場合だと、その5年後である平成30年4月から無期転換申込権が発生することになります。したがって無期転換の申込が行われてから無期労働契約に転換されるのは、平成31年4月からとなります。

対象となるのは有期雇用契約が



5年を超える労働者ですので、契約社員、パート、アルバイトなど名称は問いません。

なお、無期転換ルールを避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もあります。慎重な対応が必要

### 人材確保にむけた

# 働きやすい職場づくりとは

## 第3回宮崎県雇用政策懇談会開く



活発な議論が交わされた懇談会。左丸田労働局長、右丸河野県知事。

課題として議論したい」と挨拶があり、参加者からは、「宮崎の賃金は低いが、物価や住みやすさなども含めて考えるべき」「高校生の県内就職率が1%増えたのは、これまでの活動の成果である」「給与を上げるには付加価値も上げないといけない」等の意見がありました。

8月25日、県庁講堂において、県、労働局、県内の労使のトップが一堂に会し「人材確保に向けた働きやすい職場づくりについて」をテーマとした懇談会が開催されました。冒頭、河野宮崎県知事から「本日のテーマは本県の最重要

した。吉田労働局長からは、これらの意見を踏まえ、県内企業の働き方改革を進めるための組織として「みやざき働き方改革推進会議」の設置を提案し、一部修正の上、設置する方向でまとまりました。

# ハラスメント防止対策等説明会

申込先：雇用環境・均等室

9月4日 13時半～  
ハローワーク日南

9月6日 13時半～  
延岡総合文化センター

9月8日 13時半～  
ホテル中山荘(都城市)

9月12日 14時～  
宮崎市民フサザ

※無期転換ルールと各種助成金についても説明します。



夏休み

# 帰省者等への就職説明会

## 宮崎労働局ハローワークコーナー設置

たハローワークコーナー情報が提供された



社（前年比12社増）、参加者数203名（前年比15名増）の状況となりました。

参加者は、興味のある企業ブースを訪れ、人事担当者から会社概要や、仕事の内容、社員となったときの待遇などの説明を熱心に聞き入っていました。宮崎労働局では「ハローワークコーナー」を設置して、参加企業以外の企業情報や技能習得に向けた職業訓練情報の提供などで参加者をサポートしました。

宮崎県と宮崎労働局では、県内企業への就職促進を図るため、例年、8月に夏休み等を利用して帰省される方などの利用も含め、県内各地で就職説明会を開催しています。

今年度は、8月3日の延岡会場を皮切りに、9日小林会場、10日都城会場にて開催し、参加企業180

# 最低賃金

(時間額)

# 737円



# を答申

宮崎地方最低賃金審議会（松岡優子会長）は、8月10日、宮崎労働局長に対し、現行の宮崎県最低賃金額（時間額）714円を23円引き上げて、737円に改正する旨答申しました。

なお、改正された宮崎県最低賃金額は、答申に対する異議申し出に関する手続きを経た後、10月初旬に発効される見込みです。

# 福祉の仕事に就いてみませんか？



## ～社会福祉関係の就職面接相談会開く～

宮崎公共職業安定所及び宮崎県福祉人材センターは、福祉関係事業所への就職機会の拡大・人材確保を支援するため、8月22日、宮崎観光ホテルにおいて、平成29年度「福祉の仕事 就職面接・相談会」を開催しました。

介護、保育等の福祉分野については、少子高齢化が進行する中、利用者の増加、サービスニーズの高度化・多様化等今後一層のサービス需要の増大が見込まれ、質の高い人材の安定的な確保が課題と



方福祉の仕事の面接相談会に参加する多くの

なっています。

当日は、宮崎県内の68社の福祉関係事業所と111名の一般求職者・平成30年3月卒業予定の学生の方々の参加があり、それぞれのブースで面接や説明が行われました。

荷主の皆様へ

## 過労運転 交通事故 労働災害 防止

のための3つのお願い

<p>お願い その1</p> <p>発注条件を明確にした計画的・合理的な発注</p>	<p>お願い その2</p> <p>適切な運行時間を考慮し到着時刻等の設定</p>	<p>お願い その3</p> <p>荷役作業を行わせる場所の安全対策の実施</p>
--	---	---

# 就活中の学生労働法を学ぶ



宮崎労働局は、7月19日、宮崎市清武町の宮崎学園短期大学において労働法制講座を実施。対象者は2年生の保育科、現代ビジネス科の学生の方々に「ライフステージと労働法制の関わりについて」と題し、ブラックバイト問題や過重労働、ハラスメント対策など学

生から社会人になる上で必要となる法令・制度について実例を交えながら説明しました。就活中で多忙の中、250名の学生さんに参加していただきました。



社会人として有効な知識を取得するため多くの学生が参加

